

【日本NP教育大学院協議会のNP教育課程認定に関する規程】

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本NP教育大学院協議会正会員入会基準第2条第3号に規定するNP教育課程認定について、その申請及び審査等の手続きに必要な事項を定める。

(申請)

第2条 診療看護師（NP）の養成を開始する予定の大学院（以下「申請校」という。）は、様式1と2により開始を予定している前年度の5月31日までに、一般社団法人日本NP教育大学院協議会（以下「本協議会」という。）にNP教育課程の認定を申請する。
2 提出方法は、紙面書類一式の郵送と電子申請とし、紙面書類は提出期日の消印を有効とする。

(申請資格)

第3条 大学院修士課程において診療看護師（NP）の養成を行っている課程または行う予定の課程とする。

(審査委員会)

第4条 教育課程認定の審査を行う委員の長は、会長が指名するNP教育課程審査委員会委員長とする。
2 審査を行う委員は、NP教育課程審査委員会委員をあてる。

(審査)

第5条 NP教育課程審査委員会は、申請校のNP教育課程が本協議会の定める基準に適合しているか否かについて審査する。
2 審査委員会は、申請の日から3か月以内に審査を終了し、その結果を会長に報告する。
3 審査委員会は、審査のために現地調査を含むヒアリング等を必要と判断したときは、実施することができる。
4 前項に係るヒアリング等に伴う費用は申請校が負担する。

(認定)

第6条 N P教育課程審査委員会委員長は、審査結果を会長に報告し、理事会において認定の可否を決定する。

2 会長は、理事会の認定結果を直ちに申請校に通知する。

(教育課程の認定更新)

第7条 教育課程として認定された年度から10年を認定の有効期間とする。

- 2 教育課程の認定更新を希望する機関は、様式3、様式4、様式5（10年間の教育実績）と様式6（10年間の教育への評価と今後の課題）の申請書類を認定有効期間の前年9月30日までに本協議会事務局に提出する。
- 3 提出方法は、紙面書類一式の郵送と電子申請とし、紙面書類は提出期日の消印を有効とする。

(教育課程の再認定)

第8条 教育課程の認定有効期間内に、別に定める教育課程の内容等の変更を行う機関は、様式6（または7）と様式7（または8）の申請書類を変更を予定している年度の前年9月30日までに本協議会事務局に提出する。

(教育課程の名称の変更)

第9条 教育課程の名称の変更を行う機関は、変更届を本協議会事務局に提出する。

(教育課程の廃止)

第10条 教育課程を廃止する機関は、廃止届を本協議会事務局に提出する。

—認定審査料について—

2025年度以降に養成を開始する予定の申請校より以下に示す審査料を設ける。

- | | |
|---------|------------------------|
| ・新規申請 | 1 教育課程につき 55,000 円(税込) |
| ・認定更新申請 | 同 上 |
| ・再認定申請 | 同 上 |

- ・科目の追加・科目内容の変更、科目単位数の変更：1科目につき 11,000 円(税込)
- ・大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更の届け出 無料
- ・認定期間中の辞退届及び科目の取り下げ 無料

附則

第1条 この規程は、平成26年3月24日から施行する。

第2条 第5条第2項に規定する費用については、当分の間徴収しないこととする。

第3条 この規程は、令和元年11月15日から施行する。

第4条 この規定は、令和3年5月19日から施行する

第5条 令和7年度に養成を開始する予定の大学院は、規定改正の移行期間として、第2条の申請期限を令和6年7月31日までとする。

第6条 この規定は、令和5年12月23日から施行する

第7条 この細則は、令和7年11月8日から施行する